

令和 2 年 8 月 2 4 日
(令和 3 年 2 月 17 日改訂)
(令和 4 年 8 月 4 日改訂)
(令和 5 年 1 月 23 日改訂)
一般社団法人スポーツ能力発見協会

スポーツ能力測定会における感染拡大予防ガイドライン

一般社団法人スポーツ能力発見協会は、全国各地で開催する「スポーツ能力測定会」を安全かつ円滑に運営するため、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、下記の通り「スポーツ能力測定会における感染拡大予防ガイドライン」を策定し、地方自治体等関係諸団体、その他関係者との連携を図り、感染拡大予防対策に取り組めます。

「スポーツ能力測定会における感染拡大予防ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」）は、政府から示された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）及び新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を踏まえ、令和 2 年 5 月 14 日（令和 2 年 5 月 29 日、令和 2 年 10 月 2 日、令和 3 年 2 月 15 日改訂、令和 3 年 11 月 5 日改訂、令和 4 年 12 月 26 日改訂）に公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が作成した「スポーツイベントの開催における感染拡大予防ガイドラインについて」に基づき、スポーツ能力測定会における感染拡大予防の方針を示すものです。

なお、スポーツイベントの実施に際しての新型コロナウイルス感染症への感染を防止するための方策については、必ずしも十分な科学的な知見が集積されている訳ではありません。このため、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積及び各地域の感染状況、上位団体が作成するガイドラインが改訂された場合には、本ガイドラインについても逐次見直しいたします。

また、スポーツ能力測定会実施の際に利用する施設における感染拡大予防策については、令和 2 年 5 月 14 日（令和 2 年 5 月 25 日、令和 2 年 9 月 29 日改訂、令和 3 年 2 月 17 日改訂、令和 3 年 11 月 16 日改訂）付けでスポーツ庁が作成した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも連携を取り感染拡大予防に取り組めます。

記

1 スポーツ能力測定会での基本的な考え方について

スポーツ能力測定会開催に当たっては、政府の基本的対処方針や専門家会議提言、公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会作成の「スポーツイベントの開催における感染拡大予防ガイドライン」の基本的な考え方に基づき、本ガイドラインの留意事項を踏まえて対応を行う。なお、スポーツ能力測定会開催に当たっては、開催される各都道府県知事の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断、感染拡大防止対策等については、開催地や施設が所在する都道府県のスポーツ主管課や衛生部局等へ相談の上、決定する。

2 地域の状態に応じたスポーツ能力測定会開催の判断基準

(1) 特定警戒都道府県に指定される都道府県

都道府県知事からの自粛要請等に基づき、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期する。

(2) 特定警戒都道府県以外の特定都道府県に指定される都道府県

全国的かつ大規模なスポーツ能力測定会の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期する。

比較的少人数が参加するスポーツ能力測定会については、地域の感染状況等も踏まえて、各都道府県知事によるイベントの開催制限が解除される場合は、適切な感染防止対策（後述「3 スポーツ能力測定会開催・実施時の感染防止策について」参照）を講じた上で実施することが可能となる。

(3) 緊急事態措置の対象とならない都道府県

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事宛に示される、最新の催物の開催制限等の方針を踏まえて、各都道府県が定める催物の開催に係る方針に従い、実施の可否等について判断する。判断に迷う場合は、開催地の都道府県スポーツ主管課に相談する。

全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントの開催が見込まれる場合には、そのイベントの開催要件等について、イベント主催者または施設管理者から各都道府県に事前相談をする。なお、施設管理者から都道府県に事前相談をすることとした場合、イベント主催者は施設予約時等において、施設管理者が都道府県と事前相談し承諾を得ていることを確認する。

なお、感染拡大の兆候やスポーツイベントにおけるクラスターの発生があった場合、各都道府県知事の協力の要請等に基づき、無観客化、中止、延期等の適切な対応をとる。

3 スポーツ能力測定会開催・実施時の感染防止策について

感染防止のために主催者が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所（受付場所等）に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認する。また、障がい者や高齢者など参加者の特性にも配慮する。

(1) 事前対応

- ① 参加スタッフには 1 週間前までに本ガイドラインを基に感染拡大予防対策の情報共有を行い、当日までの 5 日間において検温及び以下の事項について健康チェックを行う。（必要に応じて抗原検査・PCR 検査を行う。）

ア 平熱を超える発熱（おおむね 37.5℃以上）

イ 咳やたんの症状、喉の痛みや違和感

ウ 全身の倦怠感（だるさ）や息苦しさ（呼吸困難）

エ 嗅覚・味覚に異常や違和感

オ 体が重く感じる、疲れやすい等

カ その他の症状（食欲、嘔気・嘔吐、鼻水・鼻づまり、結膜充血、下痢、頭痛、関節筋肉痛、痙攣、その他）

キ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無

ク 同居家族や身近な知人の感染疑い（発熱やその他症状）の有無

ケ 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域への渡航又は、当該在住者との濃厚接触の有無

- ② スポーツ能力測定会後に参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討する。

（2）募集時及び参加案内時の対応

感染拡大の防止のために、参加者には以下の事項について事前に連絡し協力を求める。また、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、参加を取り消しにしたり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知する。

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる。（当日に書面にて確認を行う）
 - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 過去 5 日以内に新型コロナウイルス陽性判定を受けた者との濃厚接触がある場合
- ② 当日、事前に郵送された「健康チェックシート兼参加同意書」を提出すること。
- ③ 少人数での来場及び同伴者は可能な限り会場外（スタンド）で観覧すること。
- ④ 適切なマスク（不織布マスクを推奨。）を持参し、正しい着用と場面に応じた適切な着脱をすること。（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること。）
- ⑤ 石鹸と流水による手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ⑥ 他の参加者、スタッフ等との距離を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）
- ⑦ 大声を出す場合には、対人距離の確保とともに、換気の徹底や適切なマスクの着用等に留意すること。マスクを着用し、大声を出さない場合であっても、人と人が触れ合わない程度の距離を保つこと。
- ⑧ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の順守、主催者の指示に従うこと。
- ⑨ スポーツ能力測定会で新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触の有無等について報告すること。

（3）当日の対応・留意事項

参加者が密になることへの防止や、安全にイベントを開催・実施するために、各フェーズで以下に配慮して当日事務を行う。

1) 参加受付時の対応・留意事項

- ① 受付場所には、手指消毒剤を設置する。
- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛ける。
- ③ 受付時に非接触型体温計で検温を行い、発熱者を特定し入場を制限する。
- ④ 長時間の対面が考えられる場合は、換気を徹底するとともに、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ⑤ 受付スタッフに適切なマスク（必要に応じてフェイスシールド）を着用させる。
- ⑥ 参加者が距離において（人と人が触れ合わない間隔）並べるように目印の設置等を行う。
- ⑦ 健康チェックシート兼参加同意書や事前アンケートなどの参加手続きは郵送やインターネットなどの電

子的な受付の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにする。

- ⑧ 受付開始時間の細かい調整を行い、混雑を極力避ける。
- ⑨ イベント参加者に対し、各地域の通知サービス・通知アプリ等の登録・利用者の QR コード読み取りを促す。

2) 測定時の対応・留意事項

- ① 測定スタッフに適切なマスク（必要に応じてフェイスシールド）を着用させる。
- ② 測定の説明をする際は、参加者と距離を取って（人と人が触れ合わない間隔）説明を行う。（障がい者の誘導や介助又は測定方法を理解できない参加者への個別対応を行う場合を除く。）
- ③ 参加者が測定を待つ間、距離を置いて（人と人が触れ合わない間隔）並べるように目印の設置等を行う。
- ④ 説明以外の大きな声での会話、応援等をしない。
- ⑤ 測定スタッフ及び参加者は各組終了時、手指消毒を行う。
- ⑥ 測定に使用する備品及びエリアは各組使用後、消毒を行う。

3) アドバイス・フィードバック時の対応・留意事項

- ① アドバイス・フィードバックスタッフに適切なマスク（必要に応じてフェイスシールド）を着用させる。
- ② 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ③ 参加者が距離を置いて（人と人が触れ合わない間隔）並べるように目印の設置等を行う。
- ④ アドバイス・フィードバック場所には、手指消毒剤を設置する。

（4）参加者への対応

1) 体調の確認

当日に、参加者から以下の情報を「健康チェックシート兼参加同意書」として提出を求める。

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※申込み時で収集する場合は不要
- ② 当日の体温
- ③ 直近 5 日以内における以下の事項の有無
 - ア 平熱を超える発熱（おおむね 37.5℃以上）
 - イ 咳やたんの症状、喉の痛みや違和感
 - ウ 全身の倦怠感（だるさ）や息苦しさ（呼吸困難）
 - エ 嗅覚・味覚に異常や違和感
 - オ 体が重く感じる、疲れやすい等
 - カ その他の症状（食欲、嘔気・嘔吐、鼻水・鼻づまり、結膜充血、下痢、頭痛、関節筋肉痛、痙攣、その他）
 - キ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - ク 同居家族や身近な知人の感染疑い（発熱やその他症状）の有無
 - ケ 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域への渡航又は、当該在住者との濃厚接触の有無

2) マスク等の準備

参加者が適切なマスクを準備しているか確認を行う。

屋外では、季節を問わず、マスク着用は原則不要だが、屋外でも、人との距離（目安 2m）が保てず会話をする場合、また、屋内では、人との距離（目安 2m）が保てて会話をほとんど行わない場合を除き、適切なマスクの着用を求める。また、感染リスクが高まる「5つの場面」には「マスクなしでの会話」が含まれていることから、受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、正しいマスクの着用を求める。（※）正しいマスクの着用法については厚生労働省ホームページ「マスクの着用について」を参照。

ただし、病気や障がい等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないよう十分配慮するとともに適切な感染対策を講じる。また、運動強度が高いと考えられる運動・スポーツや、気温・湿度が高い中でマスクを着用する際は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離（少なくとも 2m 以上）を確保できる場合や会話をしない場合には、マスクを外すよう注意を促す。特に夏場については、熱中症予防の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨する。（※）厚生労働省「熱中症予防×コロナ感染防止」を参考。

なお、運動・スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるものとするものの、マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなることや、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すこと、休憩を取る等、無理をしないことについて周知する。

3) 熱中症対策

感染拡大予防のため、マスク着用は必要ではあるが、夏期の気温・湿度が高い中でのマスク（特に外気を取り込みにくい N95 などのマスク）を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることや、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなることを周知する。

また、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を心掛けるように呼び掛け、息苦しさを感じた時はマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知を行う。

従来の熱中症予防行動も必要であり、水分補給や涼しい場所での休憩など場内アナウンス等で注意を促す。

4) 参加前後の留意事項

スポーツ能力測定会参加前後においても、会場内等で参加者同士での三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮するように注意を促す。

(5) 準備等すべき事項

スポーツ庁作成の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも連携を取り感染拡大予防に取り組む。

1) 手洗い場所

参加者がイベント開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保する。

- ① 手洗い場所には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ② 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること。
- ③ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。（参加者にマイタオルの持参を求める。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）
- ④ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

2) 更衣室、休憩・待機スペース

運動・スポーツ測定を行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）については、以下に配慮して準備をする。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。（障がい者の介助を行う場合と除く。）
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。
- ④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

3) 洗面所

洗面所（トイレ）について、以下に配慮して管理する。

- ① トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ③ 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ④ 厚生労働省が作成する啓発資料「手洗いについて」等の掲示をすること。
- ⑤ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することもある。（参加者にマイタオルの持参を求める。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）

4) 飲食物の提供時

栄養補給等として飲食物を参加者に提供する際は、以下に配慮して行う。

- ① 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。
- ② スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。
- ③ 果物等の食品については、参加者が同じトンガ等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行うこと。
- ④ 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること。

5) 同伴者（観客）の管理

同伴者（観客）同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観覧席の数を減らすなどの対応をとる。また、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知する。

6) スポーツ能力測定会会場

換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う。具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行う。

7) ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒を行う。

(6) 参加者が遵守すべき事項

参加者に対し、以下の参加者が遵守すべき内容を周知・徹底する。

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる。（当日に書面にて確認を行う）
 - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

イ 過去 5 日以内に新型コロナウイルス陽性判定を受けた者との濃厚接触がある場合

- ② 当日、事前に郵送された「健康チェックシート兼参加同意書」を提出すること。
- ③ 少人数での来場及び同伴者は可能な限り会場外（スタンド）で観覧すること。
- ④ 適切なマスク（不織布マスクを推奨。）を持参し、正しい着用と場面に応じた適切な着脱をすること。（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること。）
- ⑤ 石鹸と流水による手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ⑥ 他の参加者、スタッフ等との距離を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）
- ⑦ 大声を出す場合には、対人距離の確保とともに、換気の徹底や適切なマスクの着用等に留意すること。マスクを着用し、大声を出さない場合であっても、人と人が触れ合わない程度の距離を保つこと。
- ⑧ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の順守、主催者の指示に従うこと。
- ⑨ スポーツ能力測定会で新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触の有無等について報告すること。

(7) 参加者が運動・スポーツ測定の際の留意点

参加者に対し、以下の留意点を周知・徹底する。

① 適切なマスクの正しい着用と適切な距離の確保

運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、厚生労働省 HP「マスクの着用について」を参照し、適切なマスクの正しい着用と場面に応じた適切な着脱を行う。なお、屋外において、他社と距離が取れない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意する。

周囲の人との距離については、介助者や誘導者の必要な場合を除き大声を伴わない場合は、人と人が触れ合わない間隔を保ち、大声を伴う可能性がある場合は、前後左右の身体的距離の確保（座席間は 1 席（座席がない場合は最低 1m）空ける）を行う。

運動強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空ける。また、水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする。

（※）感染予防の観点からは、少なくとも 2 m の距離を空けることが適当である。

② その他

ア 運動・スポーツ中に、唾や痰をかくことは極力行わない。

イ タオルの共用はしない。

ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、最低 1m の距離を空けて対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底する。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしない。

エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てない。

(8) その他の留意事項

スポーツ能力測定会終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合、参加者等への注意喚起する方法をあらかじめ検討しておく。

なお、イベント等の開催制限については、内閣官房新型コロナウイルス当感染症対策推進室長より各都道府県知事あてに示される、最新の催物の開催制限等の方針等を参考し、適切に対応する

万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、参加当日に参加者より提出

を求めた情報について、1 ヶ月以上保存する。

<参考ホームページ>

・スポーツイベントの開催における感染拡大予防ガイドラインについて（令和2年5月14日公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会作成・令和2年5月29日、令和2年10月2日、令和3年2月15日改訂、令和3年11月5日改訂、令和4年12月26日改訂）

https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/somu/doc/guideline_R4_1226.pdf

・社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日スポーツ庁作成・令和2年5月25日改訂、令和2年9月29日改訂、令和3年2月17日改訂、令和3年11月16日改訂、令和4年10月31日改訂、令和4年11月30日改訂）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf

・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年11月25日変更）・新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r_041125.pdf

・感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」（令和2年10月23日付け新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/teigen_12_1.pdf

・新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しました（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

・「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント（令和2年6月22日更新）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html

・スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について（公益財団法人日本スポーツ協会）

<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4164>